

**新聞記事等で見る  
ながの環境パートナーシップ会議・  
関係団体の活動**

**R1.6.1～R2.5.31**

## ながの環境パートナーシップ会議 新聞等掲載一覧表（R1.6.1～R2.5.31）

番号	掲載年月日	掲載新聞名 ・広報紙名	掲載記事見出し	掲載記事の関係団体名 (P会議プロジェクト及びP会議会員団体等)
1	R1.6.20	信濃毎日新聞	夏至に合わせ消灯しよう 長野で22日からキャンペーン	ライトダウンながの実行委員会
2	R1.6.29	長野市民新聞	オオムラサキ羽化 松代の林地で始まる 東条小児童が観察	小生物の育成環境保全PT
3	R1.7.6	長野市民新聞	ぽんすけ観察や散策 信里で21日 研究員を招いて会	ぽんすけ育成PT
4	R1.7.25	長野市民新聞	シナイモツゴやイモリ 信里の水辺で観察会	ぽんすけ育成PT
5	R1.7.25	長野市民新聞	エシカルを考えよう 若里で27,28日食や体験イベント	エシカルふえす実行委員会 (渡辺ヒデ子副代表理事)
6	R1.8.3	長野市民新聞	茶臼山の自然を楽しむ 24日トレッキングや地層について説明も	ぽんすけ育成PT
7	R1.8.10	長野市民新聞	市靈園にゴマシジミ 昨年より一週間遅れ お盆ごろ発生ピーク	ゴマシジミ保護育成PT
8	R1.8.10	長野市民新聞	大学生ら奉仕活動 若槻・田中で森林整備	田中さくら公園作り&里山づくりPT
9	R1.8.27	長野市民新聞	ゴマシジミを守ろう 浅川で早朝パトロール 密猟を防ぐ活動を開始	ゴマシジミ保護育成PT
10	R1.9.10	信濃毎日新聞	地球の問題 海外の若者と学ぶ 長野で「国際ユース環境会議」	子どもの環境教育支援PT
11	R1.9.26	長野市民新聞	市内には、こんな生物 柳原で28日展示紹介 昆虫・魚を写真や標本で	小笠原幹夫さん、ぽんすけ育成PT
12	R1.12.7	長野市民新聞	ライトダウンキャンペーン2019 in ながの 広告	ライトダウンながの実行委員会
13	R1.12.14	長野市民新聞	ライトダウンキャンペーン2019 in ながの 広告	ライトダウンながの実行委員会
14	R1.12.25	信濃毎日新聞	年の瀬に考えよう食品ロス	渡辺ヒデ子副代表理事 (NPO法人みどりの市民事務局長)
15	R2.2.6	長野市民新聞	エシカルを考えよう みどりの市民が学習会 地元産大豆使い料	NPO法人みどりの市民
16	R2.4.6	長野市民新聞	エドヒガン見頃 松代町東条	小生物の育成環境保全PT
17	R2.4.25	信濃毎日新聞	希少種の魚「シナイモツゴ」がすむ里山を守る	ぽんすけ育成PT
18	R2.5.26	長野市民新聞	松代オオムラサキの里紹介 ハンドブックを作成 パートナーシップ会議 学校に寄贈へ	小生物の育成環境保全PT

# ながの環境パートナーシップ会議の活動掲載記事（抜粋）

R1.6.29

長野市民新聞

松代町林地北側の  
林地に生息するチョウ  
「オオムラサキ」の羽  
化が始まった。地域の  
保護団体が林地内に設  
けている飼育用パイプ  
ハウス内では20日から  
から10匹以上が順に羽  
化し、色鮮やかな羽を  
広げて優雅に舞ってい  
る。27日は松代町内6  
小学校のうち、東条小  
学年ごとハウスに入  
り、30個ほどあるさな  
きや羽化したオオムラ  
サキを観察。見中学に  
化して、色鮮やかな羽を  
それぞれ書きが羽化  
する瞬間に立ち会い、  
察に訪れた。

児童は、「すごい」「頑  
張れ」と声を上げながら  
見入っていた。

3、4年生約50人が観  
察に訪れた。

児童は、市田・事業  
者・市行政の連携組織  
「ながの環境パートナ  
ーシップ会議」内で才  
もたくさん育つよう、  
8月。

治局

2028・16

## オオムラサキ羽化

松代の林地  
で始まる 東条小児童が観察

生息地の自然を大事に  
したい」と話していた。

この林地は民間事業

者から寄付された市有

地で、同プロジェクト

など複数の団体が保護

活動に取り組んでい

る。同プロジェクトに

よると、今季は羽化の

数が回復的に多い年に

当たり、林地の周辺で

もオオムラサキが舞う

姿が8月まで見られそ

うだという。



児童の手に止まったオオムラサキ

## 茶臼山の自然を楽しむ 24日 トレッキングや地層について説明も

市は8月24日①に篠ノ井信里で  
山の日イベント「茶臼山の自然を  
楽しもう」を開きます。9時半から  
13時。茶臼山トレッキングコース  
を歩き、自然の大切さと地域の歴  
史を学ぶねらいです。

当日は信里小体育館に集合、大  
池に移動して、地元の「ほんすけ  
育成会」から絶滅危惧種シナイモ  
ツゴの保護活動についての説明を  
受けます。大池から、茶臼山トレ  
ッキング愛護会員と一緒に茶臼山  
山頂と展望台へ向かい、往復で約  
1時間半トレッキング。途中、断  
層の見える所で、戸隠地質化石博  
物館の研究員が地層について話し  
ます。体育館に戻り、「ながの環境  
パートナーシップ会議」内で才  
もたくさん育つよう、

パートナーシップ会議」メンバー  
とともに、木工クラフトや太陽光  
クリッカーで調理体験。まとめと昼  
食後、解散。雨天時はトレッキン  
グを体育館内での講話に変更しま  
す。

小学生以上が対象で、小学生は  
保護者同伴。参加無料。希望者は  
電話か、参加者全員の氏名、年齢  
(学年)、代表者住所、電話番号を  
記入しファクス、はがきで市環境  
保全温暖化対策課(〒380-8512鈴  
鹿緑町1613)へ。8月9日②必着。定  
員50人で、応募多数の場合は抽選。  
昼食、飲み物、雨具持参。

問合せ 224-5034、224-  
5108

R1.8.3

長野市民新聞

R176

長野市民新聞

## ほんすけ観察や散策

信里で21日 研究員を招いて会



信里小学校より篠ノ井信里地域で21日、地元に生息する絶滅危惧種指定の淡水魚「シナギモツコ」の観察会が開かれる。「ほんすけ」の愛称で親しまれていたこの魚の保護に取り

組む住民有志の団体「ほんすけ育成会」が毎年企画。今年は信里の環境をより知つてもらおうと、専門家らで池に生息するシャナイ王、ツゴや水辺の生物を窓に入れて観察する。

ため池から移したシナイモツゴを観察(昨年)

御祭会  
散策は地域内にある廟  
は、同音  
田や吉和訪神社など  
成会の会  
を巡る。正午に終了予  
定。

齡化や後継者不足が進み、シナイキシゴが生息するため他の種特有の理に手が回らなくなつてゐる。この問題を解決するためには、山の腰壁を守る活動を取り組んでねり、既存の会を通じて生物や植物への関心を広め、会員

参加無料。歩きやすい靴と服装で、飲み物を持参する。貿易事務局の古賀さん(☎1080・

は、同員  
成会の本  
員で日本  
学術振興  
会特別委

田や古見謹哉がいたり、  
を巡る。上井と這一子  
定。

また、後輩不足が進み、シナイモツゴが生じるため他の組合員に手が回らなくなつてゐる。同育成会は里山の生物を守るために取り組んでおり、観察会を通じて生物や植物への関心を広め、会員を募りたい考えだ。

新規開拓、支那を主  
い靴と服装で、飲み物  
を持参する。純事務局  
の古賀さん(☎080-  
78500-8944)。

中華書局影印

昨年より  
一週間遅れ　お盆ごろ発生。ピーク

コマツジイはウレモ  
コウの花穂（かすい）　コウの開花が遅く、つ  
に重咲し、かうつた幼　ほみ状態の花一輪に数  
虫は花被を食べるが　個の卵が産み付けられ  
して成長する。通常は　ていたらう。

一つの花に一つの頭を　そのため、今年のふ  
産み付けるが、昨年は　化が心配されて、だが  
天候不良のためウレモ　連日の日報情報など、  
園を管理する市開発公　社職員の懇意な行な  
（85）は「一努力」と  
胸を立て下ろした。や  
や運び飛び始めたは  
「里日の敵」、誰も

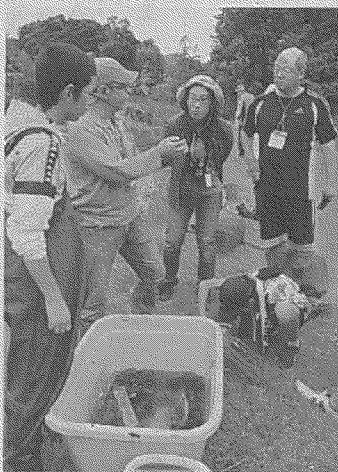
R1 8 10

長野市民新聞

R1.7.25  
長野市民新聞

## シナイモツゴやイモリ

# 信里の水辺で観察会



長野市  
内から家族4人で  
水辺の生物を観察する参加者たち

信里地域に生息する絶滅危惧種の淡水魚「シナイモツゴ」(愛称・ほんすけ)の保護に取り組む住民団体「ほんすけ育成会」は25日、現地の農耕用ため池で水辺の生物の観察会を開いた。約20人がシナイモツゴやイモリの幼生、ヤコなどの稚類などを水槽に移して観察した。

生きた物は会員で日曜が許可を得て捕まえ、「イモリの幼生はウチで見ただけで、バールーパーみたい」と記入していた。

培養化石博物館研究員の土賀和人さん(33)は「モツゴを初めて見た」と記入していた。

「シナイモツゴやイモリの幼生はウチで見た生物がたくさんいた。環境学者は大変だと思つたが、観察会ではどう思つてほしいと話した。

は水辺の生物を観察しに開催。今年は水辺の生物を観察しに開催した他の周辺の畠田や神社を教養した。

目的で毎年開催。今年は水辺の生物を観察しに開催した他の周辺の畠田や神社を教養した。

## 大学生ら奉仕活動

### 若槻・田中で森林整備

若槻地区田中の上山(山)で20日、NPO法人「国際ボランティア学生協会」(東京都)が

4年ぶりに森林整備のボランティア作業を行った。関西地方を中心に全国からの大学生約60人が参加。地域住民約20人と一緒に雑木の除去や用水路の紀上げ、看板の設置修理などを行なった。



雑木を運ぶ学生たち

◇  
作業は、1つの2  
(平成4年と95年の  
春頃)発生した山林崩  
壊の復旧工事の名  
所を目標として住民有志

された同公園は、伐採した雑木が山積みのまま。学生は、地元の人間に公園整備に対する思いなどを聞きながら雑木を移動させ、軽トラックに積み込んだ。

効率的に作業するための動線を考えたり、「頑張っていい

う」と声を掛け合ったりする姿も。森林整備活動のサブリーダー

大4年の有島実沙子さん(21)は「地元の方々が入ることは、地域にとって大きな確

R1.8.10  
長野市民新聞

# ゴマシジミを守ろう

浅川で早朝パトロール



ゴマシジミを守るために  
パトロールする  
メンバー

浅川地区住民自治協議会内の「ゴマシジミ保護・育成チーム」は19日、地区内に生息する希少なチョウ「ゴマシジミ」の密猟を防ぐため、生息地の一帯長野市豊田二丁目(清水)で本年最初の早朝パトロールを始めた。

た。9月8日まで、職員不在で密猟者に狙われやすい時間帯の午前6時30分から一時間、メンバー14人が交替で園内を巡回する。

## 密猟防ぐ活動を開始

パトロールは3年  
目。2人一组専用の  
ベストを着用して毎日

ペストを着用して毎日  
実施する。近年はゴマ  
シジミの発生がメディアで取り上げられ、写  
真愛好家の来園者が  
急増しており、保護  
のため一般の立ち入り  
を禁じた生息域6カ所  
を巡回。

20日は、原田  
孝成さん(69)=浅川  
西条=は「パトロール

をしていくことを知つ  
てもらおう密猟の抑止  
力たまる。住民全体で  
ゴマシジミを守りたい」と話していた。

パトロールは若槻大  
通り交番も実施中。

内には監視カメラを同  
地区周辺が一台、東  
邦電部自然保護課が3  
台設置している。昨年  
は密猟者一人が捕まつ  
た。

R1.8.27

長野市民新聞

R1.12.7

長野市民新聞

ライトダウンする夜は、みんなが地球を想う夜。

## ライトダウンキャンペーン

2019 in ながの 12/8(日)~22(日)

このキャンペーンは地球温暖化防止のために、家庭や事業所・公共施設の照明ができるだけ消してもらうよう呼びかけを行っているものです。

ライトアップ施設や事業所、ご家庭では、不要な照明の消灯にご協力ください。

(12/22日)ライトダウン日 普通放送日(キャンドルナイト) 20:00~22:00

●主催 ライトダウンながの実行委員会

(長野県県民生活総合北支所、長野県環境保全課、長野市環境部環境対応課、長野市在住者)

長野市、ながの市議会、トータル・リソーシング、長野市みどりの会、他)

協力:川東日本放送、ながのホンチティア、市民活動支援ネットワーク、ながの協奏など、長さんの玉手箱本舗(西山映竹舎)、函南アート＆ミュージック

後援:長野県、長野県社会温暖化防止活動推進センター、長野市環境部環境対応課、長野市在住者、

連盟毎日新聞社、長野市放送局、NHK長野放送局、BCD便覧放送、NTR長野放送、TBSテレビ信州、あい風情報日放送、FM信越、FMせんこうじ

★詳しくは<http://lightdown.nagano-ep.net/>をご覧ください。

本事業は、長野市社会温暖化防止活動推進センター、長野県環境推進協議会北信支所、ながの連携パートナーシップ会議の支援事業です。

お問い合わせ先 | ライトダウンながの実行委員会 長野市環境保全温暖化対策課 TEL 224-7532 NPO法人みどりの市民 TEL/FAX 269-5092

## キャンドル ペイントイング

12月7日(土) 13:00~  
16:00

会場: MIDORI 長野3階

りんごのひろば

瓶をリメークして絵やメッセージで

Myキャンドルを!!

今宵はキャンドルナイト

夢拾葉

★同時開催 コンサート

モタ&オカリナ

出演: ATSK

演奏による場

Twitterで  
ライトダウンキャンペーンの  
取り組みを投稿していまます! ~

●キャンドルで過ごしている様子

●ライトダウンで遊び組んでいる様子を

ライトダウンながので投稿&検索!

松代オオムラサキの里紹介

# ハンドブックを作成



「オオムラサキの里」の自然観察ハンドブックを紹介する山本さん

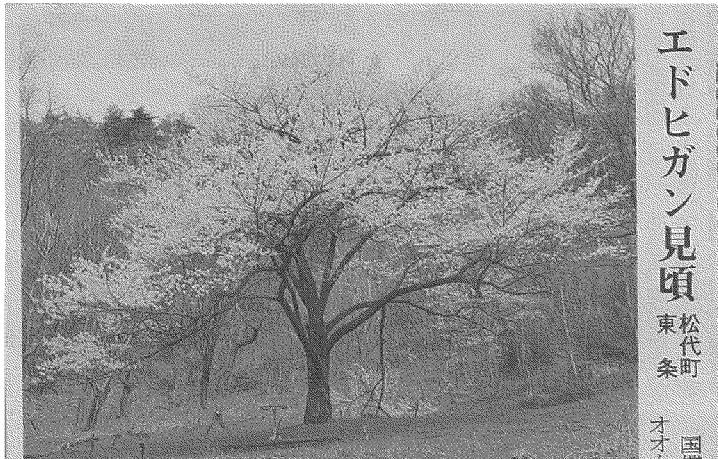
長野市や市民、市内の事業者でつくる「ながの環境パートナーシップ会議」のプロジェクトが、国縛(ちまく)のオオムラサキが生息する松代町東条竹ノ入地籍の林地(オオムラサキの里)を紹介した自然観察ハンドブックを作成した。子供たちに地域の豊かな自然に親しみながら、近く、松代町内の全小・中学校に贈る。

バートナーパートナーシップ会議

## 学校に寄贈へ

R2.5.26

長野市民新聞



## 雑木林に自生するエドヒカンの巨木

サキの繁殖地として知られる松町東条竹ノ入の雑木林で、エドヒガンサクラが見頃だ。ルーフ「スマッセ」が推定樹齢50年で、元の自然観察が100年に亘り手入れをしており、誰でも入れる。小生物の育成環境保全プロジェクト事務局長で、スママ会事務局する地元住民による「竹」リ松町東条は、「子ヨウ」だけでなく、サクラが開花を咲かせる場所としても、多くの人に知ってもらいたい」と話している。

R2.4.6

## ながの環境パートナーシップ会議会則

	平成21年 6月25日
改正	平成21年10月17日
一部改正	平成22年 6月 5日
一部改正	平成23年 6月 4日
一部改正	平成24年 6月10日
一部改正	平成30年 6月17日

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、ながの環境パートナーシップ会議と称する。

#### (事務所)

第2条 本会の事務所は、長野市環境部環境保全温暖化対策課内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 本会は、長野市域における環境を保全するためのネットワークを築くとともに、地球規模の環境問題へ視野を広げ、地域から地球に広がる環境保全活動を推進することにより、良好な自然環境と生活環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「アジェンダ21ながの一環境行動計画一」の推進
- (2) 環境保全に関する普及啓発
- (3) 環境保全活動を行う団体等の支援
- (4) 環境の保全と創造に関する提言
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (会員)

第5条 本会は、目的に賛同する市民及び団体並びに行政機関をもって構成する。

2 会員は、正会員及び本会の活動を支援する賛助会員とする。

#### (入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は年会費とし、その金額は理事会でこれを定める。

3 既納の会費は、返還しない。

#### (退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他この会則に基づく規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上の期間にわたり履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 役員

(役員の設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
  - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2人を副代表理事とする。

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうちの1人は、長野市環境部長の職にある者をもってあてる。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この会則の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この会則の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、幹事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第17条 本会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問の選任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会則の変更

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他本会に関する重要な事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 総会員の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項各号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面主義)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち1人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (3) その他本会の運営に関し必要な事項

(招集)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(会議記録)

第33条 理事会の議事については、確認事項等を記載した会議記録を作成する。

第7章 プロジェクトチーム等

(プロジェクトチーム)

第34条 第4条に規定する事業を推進するため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、希望する会員をもって構成する。

3 プロジェクトチームは、会議、ワークショップ、講演会、研修会の開催、事業化に向

けた調査研究等の具体的な活動を実施する。

(プロジェクト実施会議)

第35条 第4条に定める事業を推進するため必要と認められる場合、プロジェクト実施会議を開催することができる。

2 プロジェクト実施会議は、プロジェクトチーム、長野市関係課、顧問等事業の推進に必要な者及び事務局又は理事をもって構成する。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げる事項をもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年の5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を経て、通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 収支決算書の附属明細書
- (5) 財産目録

第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第44条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(財産の贈与)

第46条 本会が解散する場合には、総会の決議を経て、財産残額に相当する額の財産を、地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成21年10月17日から施行する。

(経過措置)

2 最初の総会は、ながの環境パートナーシップ会議会則（平成13年5月8日制定。以下「旧会則」という。）第4条第1項各号に規定する者が招集することができる。

3 この会則の施行の日前に旧会則の規定に基づく会員であったものは、第6条の規定に関わらず、本会の会員とする。

4 本会の会費は、平成22年5月31日までの間は、第7条第1項の規定にかかわらず、納入を要しない。

(役員の任期の特例)

5 最初の総会で選任される幹事及び監事の任期は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成22年に開催される通常総会の終結の時までとする。

附 則

この会則は、平成21年10月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 6 月 17 日から施行する。